

文化財保存事業を行った。その内容としては、主に補助事業として環境整備・保存修理などである。

国指定の重要文化財（建造物・国宝含む）及び史跡・名勝・天然記念物については、6件、県指定のものについては、32件の補助事業を行った。

また、史跡・名勝・天然記念物の指定を受けているものについては、現状変更の制限を行い（国指定については基本的に文化庁の許可が必要）、県指定のものについては、その変更が文化財の価値を損なうものではないと判断されるものに限り許可を行った。

県指定の許可は35件、国指定について文化庁から権限委譲を受けた許可は17件であった。

イ 埋蔵文化財

国、地方公共団体、民間の別なく、土地開発事業の計画立案段階において、県もしくは市町村の関係行政機関と事前協議を行うよう指導し、適正な保存方法の実施に努めている。

しかし、開発に伴う発掘調査量の増大に、県・市町村とも、出土文化財の収蔵施設確保や調査体制において苦慮している。

県内において、平成28年度中に、県・市町村が実施した埋蔵文化財発掘調査は、東海環状自動車道建設事業に伴う上保本郷遺跡など31件である。

ウ 歴史的・文化的建造物、景観の保存

古い街並みや集落の伝統的建造物群及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境を保存するため、「伝統的建造物群保存地区制度」が設けられている。県内では、白川村荻町45.6ha、高山市三町4.4ha、高山市下二之町大新町6.6ha、恵那市岩村町本通り14.6ha及び美濃市美濃町9.3ha、郡上市郡上八幡北町14.1haが国の選定を受け「重要伝統的建造物群保存地区」となっている。この6地区では町並みの保存修理として修理及び修景事業を実施した。

白川村荻町は、平成7年12月にユネスコの「世界の文化遺産および自然遺産の保護に関する条約（世界遺産条約）」の文化遺産として、富山県の五箇山とともに世界遺産一覧表に記載された。

また、建築後50年以上を経過した国土の歴史的景観に寄与するような建造物を文化財登録制度により、平成28年度は6件を登録し、平成29年3月末で登録された建造物は全部で233件となった。

エ その他

県内の文化行政を円滑に進めるため、市町村の文化行政担当課長等を対象に文化行政担当課長会議を開催するとともに、文化財の保護・管理を強化するため、文化財保護管理巡視事業を実施した。

また、県民の文化財に対する関心と理解を深め、愛護思想の普及を図るため、文化財愛護標柱を設置した。

表2-5-72 文化財の指定等状況（建造物関係及び記念物のみ）（平成29年3月末現在）

区分	国指定等件数	県指定件数
国 宝（建造物）	3	—
重要文化財（建造物）	46	55
重要伝統的建造物群保存地区	6	—
特別天然記念物	3	—
史 跡	26	157
名 勝	4	5
天 然 記 念 物	35	191
名勝及び天然記念物	2	—
史跡・天然記念物	—	1
重要文化的景観	1	—
計	126	409

他 地域を定めず指定した特別天然記念物及び天然記念物 8

備考) 県文化伝承課調べ

第4節 環境汚染化学物質対策の推進

1 リスクコミュニケーションの推進

(1) P R T R制度の推進<環境管理課>

ア 環境汚染化学物質対策の推進

環境汚染化学物質の適正な管理及び排出削減に向けた事業者の自主的・積極的な行動を促進するため、本県では、国のP R T R (Pollutant Release and Transfer Register)制度の法制化に先駆け、平成10年度に有害化学

物質使用・排出等実態調査を実施した。その後、県のパイロット事業等として法整備前の実態調査を実施した。

平成13年度から「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（以下「化管法」という。）」に基づくP R T R制度が開始され、事業者による特定化学物質の排出実態把握が開始されている。

平成14年度から前年度の排出量等の届出が開始され、年度末にその集計結果が公表された。県でも県内の排出量等について集計を行い、独自に公表している。

平成15年度分報告からは、届出が義務付けられる事業所における第1種指定化学物質の取扱量が毎年5 t から1 t に引き下げられている。

また、平成20年度に化管法施行令が改正され、第1種及び第2種指定化学物質の見直しが行われ、これらの総数は562物質となった。加えて、届出対象事業者に医療業が追加された。なお、改正後の物質による報告及び医療業についての排出量、移動量の報告については、平成22年度から把握を開始し、平成23年度から届出が行われている。

① 届出の概要（平成27年度）

(ア) 対象化学物質

P R T R法に規定する第1種指定化学物質462物質

(イ) 届出事業所

岐阜県883事業所（全国35,274事業所）

(ウ) 個別事業所のデータ

環境省のホームページ（<http://www.env.go.jp/chemi/prtr/kaiji/index.html>）に掲載されている。

なお、P R T R制度全般に関する情報は、環境省のホームページ

（<http://www.env.go.jp/chemi/prtr/risk0.html>）に掲載されている。

② 調査結果

(ア) 県内の排出・移動量

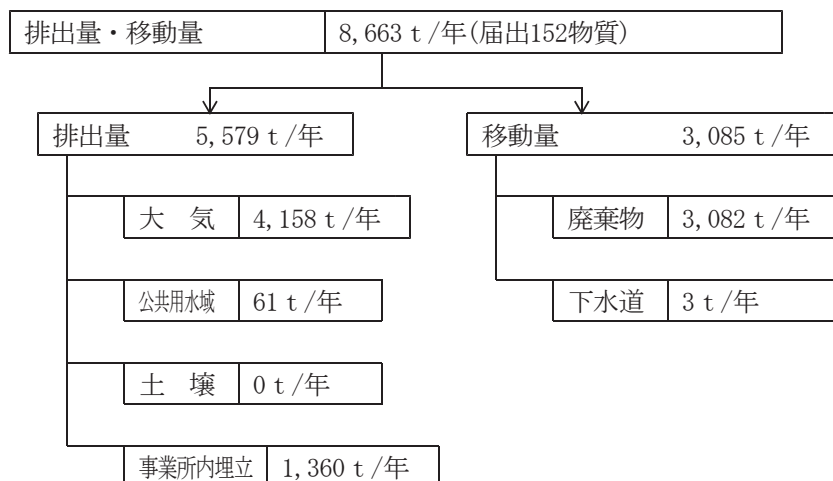
県内の排出・移動量は、8,663 t /年（届出152物質）であり、排出量及び移動量はそれぞれ、5,579 t、3,085 tであった。

排出量のうち、大気への排出が4,158 t（74.5%）と最も多く、次に事業所内への埋立が1,360 t（24.4%）であった。また、移動量は、廃棄物としての移動がほとんどであり3,082 t（99.9%）であった。

前年度までと同様に大気への排出と廃棄物としての移動がそれぞれの大半を占めている。

図 2-5-30 排出量・移動量フロー

（平成27年度）



備考) 県環境管理課調べ

(イ) 主な排出・移動物質

主な排出・移動物質は次のとおりであった。

表 2-5-73 主な排出・移動物質

(平成27年度)

岐 阜 県				全 国		
N o	物 質 名	排出・移動量(t/年)	対前年度比	物 質 名	排出・移動量(t/年)	対前年度比
1	トルエン	2,257	△10.7%	トルエン	86,986	△0.9%
2	鉛化合物	1,400	7.7%	マンガン及びその化合物	53,314	△1.5%
3	二硫化炭素	1,266	△8.2%	キシレン	36,448	1.1%
4	キシレン	664	9.2%	クロム及び三価クロム化合物	21,668	13.1%
5	ジクロロメタン	385	△28.4%	ふっ化水素及びその水溶性塩	18,308	1.8%
その他の物質の合計		2,691	4.8%	その他の物質の合計	161,094	△4.0%
全物質の合計		8,663	△2.9%	全物質の合計	377,818	△1.3%

上記物質の主な用途

- | | | | |
|-------|---------------------|---------------|------------------|
| トルエン | : 合成原料、溶剤等 | ジクロロメタン | : 金属脱脂洗浄剤、洗浄用溶剤等 |
| 鉛化合物 | : バッテリー、光学ガラス、顔料等原料 | マンガン及びその化合物 | : 鉄鋼、電池原料等 |
| 二硫化炭素 | : セロハン製造時の加硫促進剤等 | クロム及び三価クロム化合物 | : 顔料、メッキ等 |
| キシレン | : 合成原料、溶剤等 | ふっ化水素及びその水溶性塩 | : 代替フロン、樹脂等原料 |

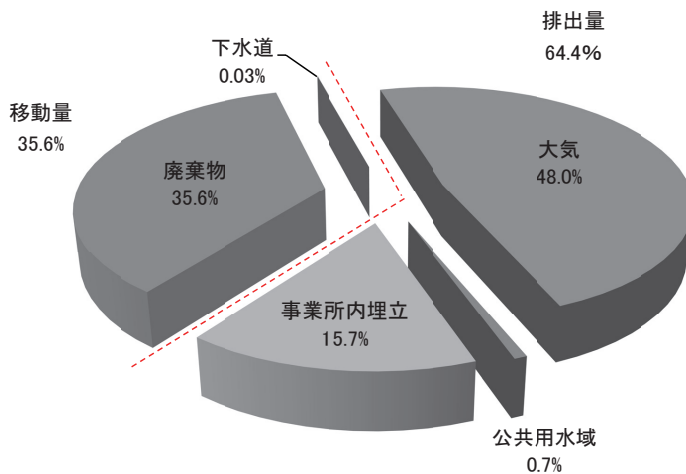
備考) 県環境管理課調べ

(ウ) 排出量・移動量の媒体別割合

届出排出量・移動量の媒体別割合は、大気への排出が48.0%と最も高く、次に廃棄物への移動が35.6%であった。

図 2-5-31 届出排出量・移動量の媒体別割合

(平成27年度)



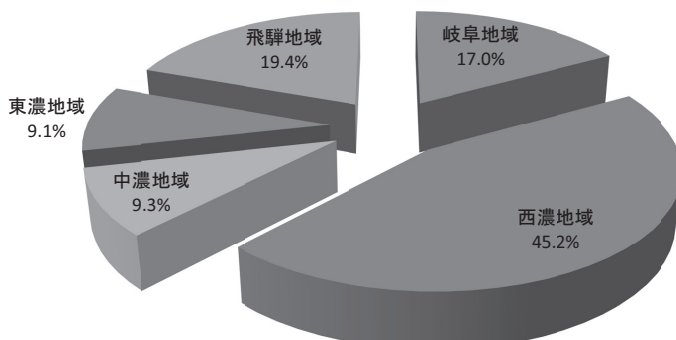
備考) 県環境管理課調べ

(エ) 排出量・移動量の地域別割合

届出排出量・移動量の地域別割合は、西濃地域が45.2%と高い割合を示していた。

図 2-5-32 届出排出量・移動量の地域別割合

(平成27年度)



備考) 県環境管理課調べ

安全で健やかな生活環境で暮らす

(2) リスクコミュニケーションの普及<環境管理課>

リスクコミュニケーションとは、環境リスクなどの化学物質に関する情報を地域住民、事業者、行政等で共有し意見交換などを通じて意思疎通と相互理解を図ることであり、県では、平成15年度からリスクコミュニケーションの手法を事業者を紹介し県内各地に普及させることを目的にリスクコミュニケーションモデル事業を実施してきた。

この事業等を通じ事業者が地域住民等と継続して化学物質に関する情報を共有し意見交換を行うことで、事業者だけでは気づかなかった課題を把握し対処するなど、関係者相互の理解と信頼のレベルを上げることにより地域の環境リスクの低減に寄与するリスクコミュニケーションの推進に努めている。

2 事業者の自主的な取組みの推進**(1) 環境配慮事業所（E工場）登録制度の普及<環境管理課>**

県内事業所における環境に配慮した自主的かつ積極的な取組みを促進するため、公害防止、化学物質の適正管理、廃棄物・リサイクル対策、地球環境保全対策、緑化推進及び環境保全活動への協力・支援などを行う事業所を「E工場」として登録し、公表する制度を平成12年8月に創設した。

制度創設5年目の平成17年度に、政策総点検における県民の意見を踏まえて登録基準を改正した。この改正により、登録要件を再構成し、取組内容の点数化処理により客観的に登録の可否を判断する制度とした。また、登録有効期間を5年間から3年間に短縮し、登録期間中には年度ごとに取組状況報告を求めることとした。

平成28年度末の登録事業所は、88事業所である（資料50）。

(2) 環境創出協定締結の推進<環境管理課>

従来、地域の環境保全を目的として、事業者及び市町村が「公害防止協定」を締結してきたが、この協定の内容を充実させ、協定項目に地球規模の環境保全・化学物質対策等を加え、さらに自主管理・自主目標を設定するとともに、その環境配慮への取組みを広く住民へ公開していくことを求めた「環境創出協定<豊かで快適な環境を創出するための協定>」を平成16年6月に提案し、特に環境配慮に力を入れ取組んでいる事業者から協定締結を進めてきた。

平成28年度末の協定締結事業所は7事業所である（資料51）。

<環境創出協定の特徴>

(①～⑤全てを網羅した、環境保全に関する協定は全国初)

- ① 公害防止（地域の環境保全）のみならず、地球規模の環境保全対策・化学物質対策等
- ② 三者協定（事業者、市町村、県）
- ③ 協定内容及び自主測定結果等、環境負荷に関する情報をインターネットにより公開
- ④ 維持管理目標値及び将来目標値を設定し、「環境創出行動計画」の策定
- ⑤ 環境創出行動計画の項目について自主測定、自主把握により「環境創出活動報告書」の作成・公開、市町村・県へ報告